

第4次あいかわエコアクションプラン ～ 愛川町地球温暖化対策等率先実行計画 ～

〈令和5年度～令和9年度〉



愛 川 町

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画の目的・位置付け	1
2. 計画の期間	3
3. 計画の対象範囲	3
4. 基本方針	3
第2章 温室効果ガス排出量の現況	4
1. 温室効果ガスの総排出量の推移	4
第3章 計画の目標	5
第4章 重点的取組み事項	6
1. 第3次計画で示した「次のステップ」の継続実施	6
2. 重点的取組み事項	6
3. 重点的取組み事項の推進・点検	7
第5章 個別的取組み事項	8
1. 取組み項目の体系	8
2. 物品やサービスの購入時の取組み	9
3. 物品使用時やサービス提供時の取組み	10
4. 廃棄にあたっての取組み	13
5. 公共事業などにあたっての取組み	13
第6章 計画の推進と点検	14
1. 推進・点検体制	14
2. 各職員や組織の役割	14
3. 職員への普及・啓発	15
4. 点検の方法と公表	15
資 料	16

第1章 計画の基本的事項

1. 計画の目的・位置付け

近年、地球温暖化問題をはじめ、エネルギー問題や生物多様性・外来種問題など、様々な環境問題の解決に向けて、世界規模での対策が活発化しています。国内においてはこれまで、平成10年に地球温暖化対策の推進を図る「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）が制定され、その中で地方公共団体は、事務・事業に関する二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑制するための計画を策定することとされました。

このような背景のもと、本町では、平成10年3月に制定した「愛川町環境基本条例」に基づき、平成12年3月に「愛川町環境基本計画」を策定（平成26年3月改定）し、『人に会い、自然に逢い、地球に愛』という、町の行動指針となる望ましい環境像を掲げ、その実現に向けて各種施策を展開してきました。また、平成14年4月には「あいかわエコアクションプラン～愛川町地球温暖化対策等率先実行計画～」を策定（平成28年改定）し、町（行政）の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画をまとめ、これまで数次にわたり改定し、実行してきました。

本計画は、平成28年度に策定した「第3次あいかわエコアクションプラン」を整理し、令和3年度に、国において策定された「地球温暖化対策計画」を踏まえつつ、より現実的な温室効果ガス排出抑制の目標を掲げ、着実な実行を目指すものです。

また、従来の3つの重点的取組み事項に、新たに「町職員への学習機会の提供」を加えた4つの重点的取組み事項を掲げ、町自らが一事業者・消費者として実行すべき環境保全の取組みを明確化し、率先して実行することにより、町民、事業者自らの生活や事業活動に支障の無い範囲での環境負荷の低減を促し、自主自立的な環境保全の取組みを促進するものです。

《計画の目的》

- ◇町自らが、一事業者・消費者として、率先して現実的な環境保全に向けた取組みを実行することにより、環境への負荷を低減すること。
- ◇町が率先して行動を示すことにより、町民や事業者の環境保全に向けた自主自立的かつ無理のない範囲内での取組みを促進すること。
- ◇町の事務・事業に関し、温室効果ガスの排出抑制などの措置により、地球温暖化防止対策の推進を図ること。
- ◇町職員自らが、環境への負荷を低減する取組みを無理のない範囲内で職場・家庭で実践すること。

《計画の位置付け》

本計画は愛川町環境基本計画に基づく庁内率先実行行動計画及び温対法に基づく地方公共団体実行計画として位置付けられます。

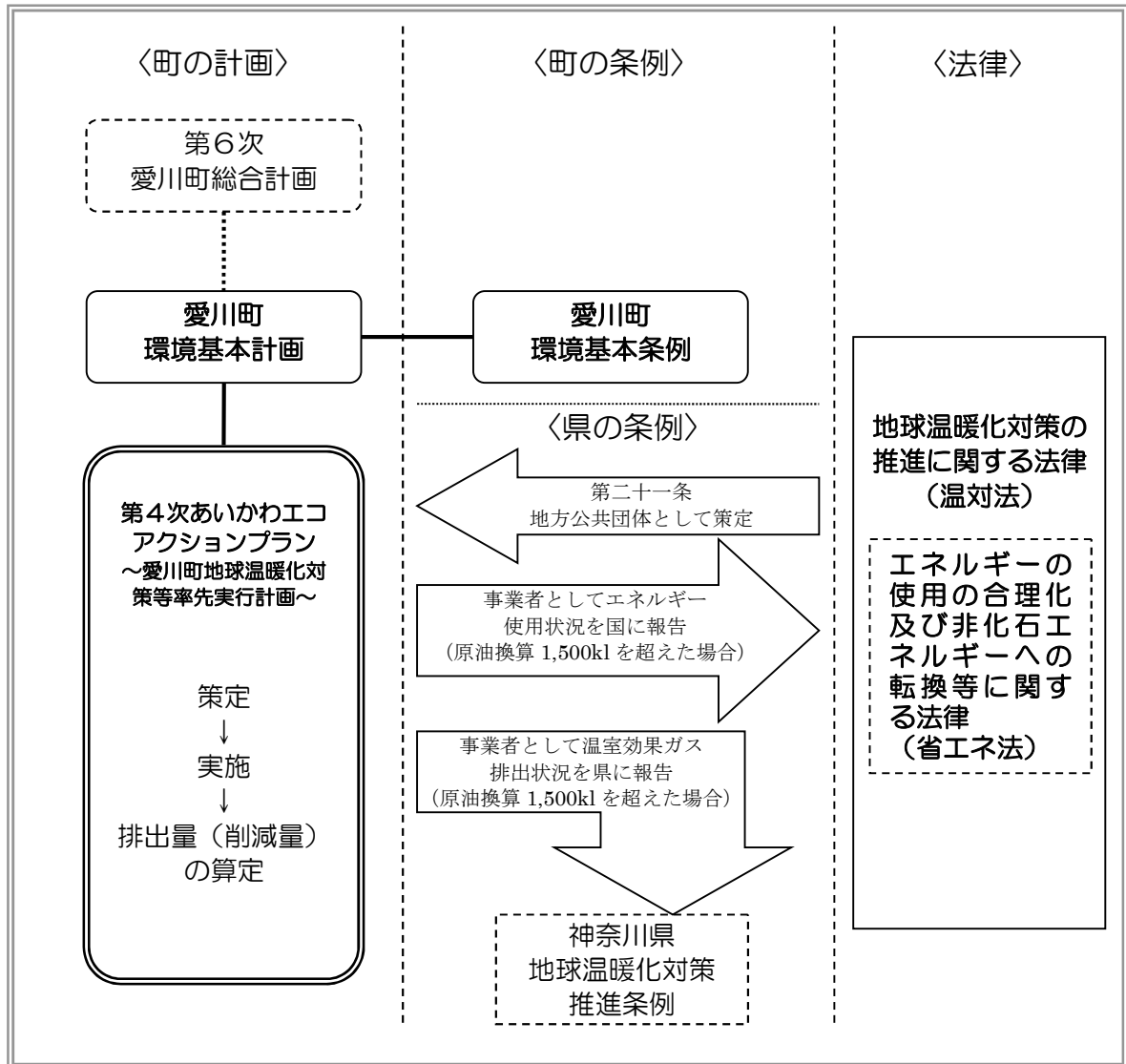


図 法律・町・県の条例・町の計画との関係

《国・県への報告》

温対法・省エネ法や県条例において、原油換算で 1,500 キロリットルを超えるエネルギーを使用している事業者（以下「特定排出者」という。）は、温室効果ガスの排出量・エネルギーの使用状況を毎年度「事業所管大臣」や県に報告しなければなりません。

愛川町は平成26年度以降、原油換算で 1,500 キロリットル以下となっており、今後も報告義務は生じない見込みですが、一事業者としてさらなる温室効果ガス削減に向けた取組みが求められます。

2. 計画の期間

計画の期間は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間とし、必要に応じて見直すものとします。

また、数値目標を定める際の基準として、令和2年度の実績値を用います。

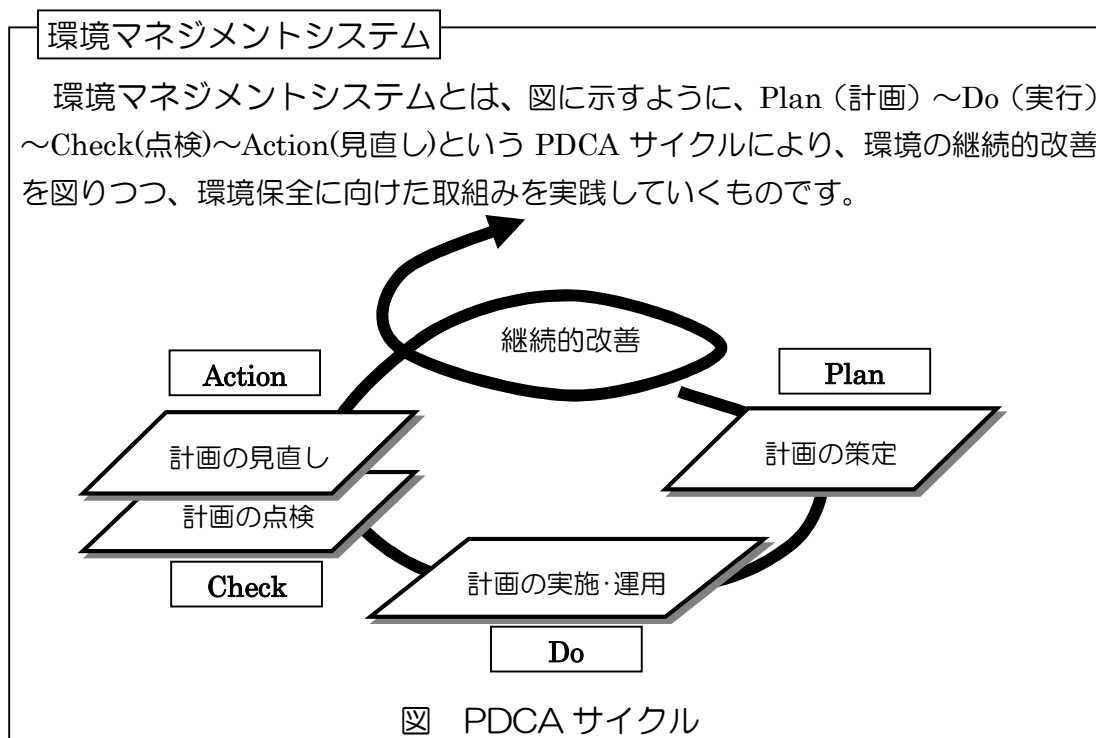
3. 計画の対象範囲

計画の対象範囲は、町の事務・事業に関連する組織・施設とします。（資料1）

また、公共事業も対象とします。

4. 基本方針

- ◇ 職員一人一人が環境負荷低減のための行動に積極的に取り組み、町の事務・事業の環境への負荷の低減に努めます。
- ◇ 町が率先して環境負荷低減のための行動を実施することにより、町民や事業者の自主的取組みを促します。
- ◇ 可能な限り目標を明確にし、取組み状況や結果を公表することにより、計画の実効性を確保します。
- ◇ 推進体制や進行管理体制を明確化し、取組みに関する点検・評価・継続的な改善のためのシステム（環境マネジメントシステム）を構築し、計画を持続的に推進します。



第2章 温室効果ガス排出量の現況

1. 温室効果ガスの総排出量の推移

役場全体の温室効果ガス総排出量は、平成26年度の5,193トンに対し、令和2年度は、1,324トン(約25.5%減)減の3,869トンとなっており、旧計画の削減目標値である「平成26年度から令和2年度までの間、平成26年度比で毎年1.5%以上削減すること」を達成しています。

目標達成の要因は、町有施設のLED化などが挙げられますが、令和元年度末からの新型コロナウイルス感染症対策による町施設の休館等に伴う電気使用量の減少も大きく影響したようです。

なお、愛川町がこれまで行ってきた温室効果ガス削減の取組み状況を明確にするため、平成26年度から令和2年度まで一定の温室効果ガスの排出係数を用いて総排出量を試算しています。

表1 温室効果ガス総排出量の推移(単位:t)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
二酸化炭素(Co2)	5,186	5,349	5,149	4,626	4,434	4,246	3,863
メタン(CH4)	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
一酸化二窒素(N2O)	5.3	5.8	4.9	5.5	4.7	4.7	4.5
HFC	1.2	1.4	1.1	1.2	1.1	1.1	1.2
総排出量	5,193	5,357	5,155	4,633	4,440	4,252	3,869

* 四捨五入しているため、合計値と総排出量の値は一致しない場合があります。

第3章 計画の目標

温室効果ガスの排出量を、令和2年度比で
毎年1.5%以上削減することを目標とします。

※令和2年度排出量：3,869トン 目標削減量：約55トン/年

〔目標設定の背景〕

国の「地球温暖化対策計画」では、日本の温室効果ガスの排出抑制及び吸収の量に関する目標を、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、「2030年度（令和12）に2013年度（平成25年度）比で46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」としているものの、国・地方公共団体・事業者及び国民の基本的役割や目標達成のための対策・施策等明確なロードマップは示されておられません。

また、再エネ賦課金などによるエンドユーザーである住民の負担増加や再生可能エネルギーの急激な増加による電力需給ひっ迫化の懸念など、住民生活への負の影響があることも明らかになってきています。

こうした状況を踏まえ、町は、国の目標達成と連動して本計画に取り組んでまいりますが、国による「明確なロードマップ」が示されるまでの間、従来どおり、温室効果ガスの排出量を、令和2年度を基準として、毎年1.5%以上削減することを目標として定めることとします。

この目標達成に向け、各課・各施設主管課において、各部署に適した取組み（電気使用量、公用車燃料の削減など）を引き続き推進します。

〔重点的取組み事項〕

第4次あいかわエコアクションプランでは、年1.5%以上の温室効果ガス削減を目標にするため、次の4点について、重点的な取組みを実施します。

- ① 不要な照明の消灯を徹底します。
- ② 庁舎内等から排出される廃棄物の分別を徹底し、分別率100%を目標とします。
- ③ 神奈川県が推進する「私たちの環境行動宣言 かながわエコ10トライ」と本計画をリンクさせ、「トライ！マイエコ10宣言」など、町職員の家庭内での自主的な取組みを促進します。
- ④ 町職員一人一人が「地球温暖化」について学習する機会を提供します。

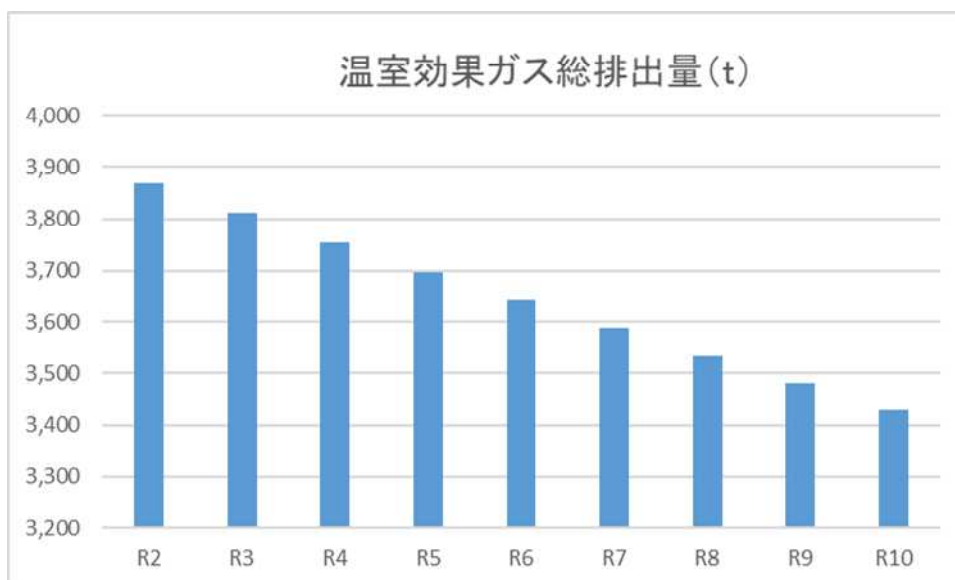


図 温室効果ガス目標排出量の推移

※4つの重点目標に係る進行管理については、随時エコ推進会議事務局である環境課が実施します。

第4章 重点的取組み事項

1. 第3次計画で示した「次のステップ」の継続実施

平成14年4月に本計画が策定されてから21年が経過し、町の環境負荷低減への取組みは着実に実行され、庁舎等のLED化など、節電効果による温室効果ガスの削減も進み、旧計画の削減目標は達成されています。

このため、「第4次あいかわエコアクションプラン～愛川町地球温暖化対策等率先実行計画」では、更なる温室効果ガス削減に向け、国により明確なロードマップが示されるまでの当面の間は、第3次計画で示した「次のステップ」を継続して実施していくこととします。

この「次のステップ」とは、今後、更なる温室効果ガスの削減を目指すためには、「町職員自らが、環境への負荷を低減する取組みを職場・家庭で実践すること」が重要となることから、第3次計画で定めた3項目に新たに1項目を追加した合計4項目を「重点的取組み事項」として定めるものです。

2. 重点的取組み事項

(1) 不要な照明の消灯を徹底します。

庁舎内等のフロア部は、昼休みの消灯はされているものの、退庁後のフロアや、トイレに関しては消灯されていないケースが散見されます。

今後、エコ推進会議事務局が定期的に庁舎内等（特にトイレ）の点灯状況を確認するとともに、啓発ポスターの掲示など、必要な対策を講じます。

(2) 庁舎内等から排出される廃棄物の分別を徹底し、分別率100%を目標とします。

ごみの分別の徹底は、「ごみの減量化」に寄与するだけでなく、廃プラスチック等の燃焼時に発生する温室効果ガス排出の削減にも繋がることから、より徹底した分別への取組みが求められています。

本計画では、庁舎内等から排出される廃棄物の分別を徹底し、分別率100%を目標とします。

(3) 神奈川県が推進する「私たちの環境行動宣言 かながわエコ10トライ」と本計画をリンクさせ、「トライ！マイエコ10宣言」など、町職員の家庭内での自主的な取組みを促進します。

県民、企業、行政で構成する「かながわ地球環境保全推進会議」は、「私たちの環境行動宣言 かながわエコ10トライ」を策定し、県民への積極的な参加を呼びかけています。

「マイエコ10」は、90の取組みの中から10の行動宣言を選び、その内容を宣言、実践するものです。(資料3)

本計画においても、1人でも多くの町職員が「マイエコ10宣言」することを目指します。

(4) 町職員一人一人が「地球温暖化」について学習する機会を提供し、町民目線での行動を心掛けるような体制を作ります。

脱炭素へ向け、世界情勢が変動するなか、その根幹の課題である「地球温暖化」について町職員が学習することで、町民の生活に直結する課題として、町民の視点から脱炭素を考える素養を養うことを目指すもので、エコ推進員会議などの機会を捉え、学習会を開催するものです。

3. 重点的取組み事項の推進・点検

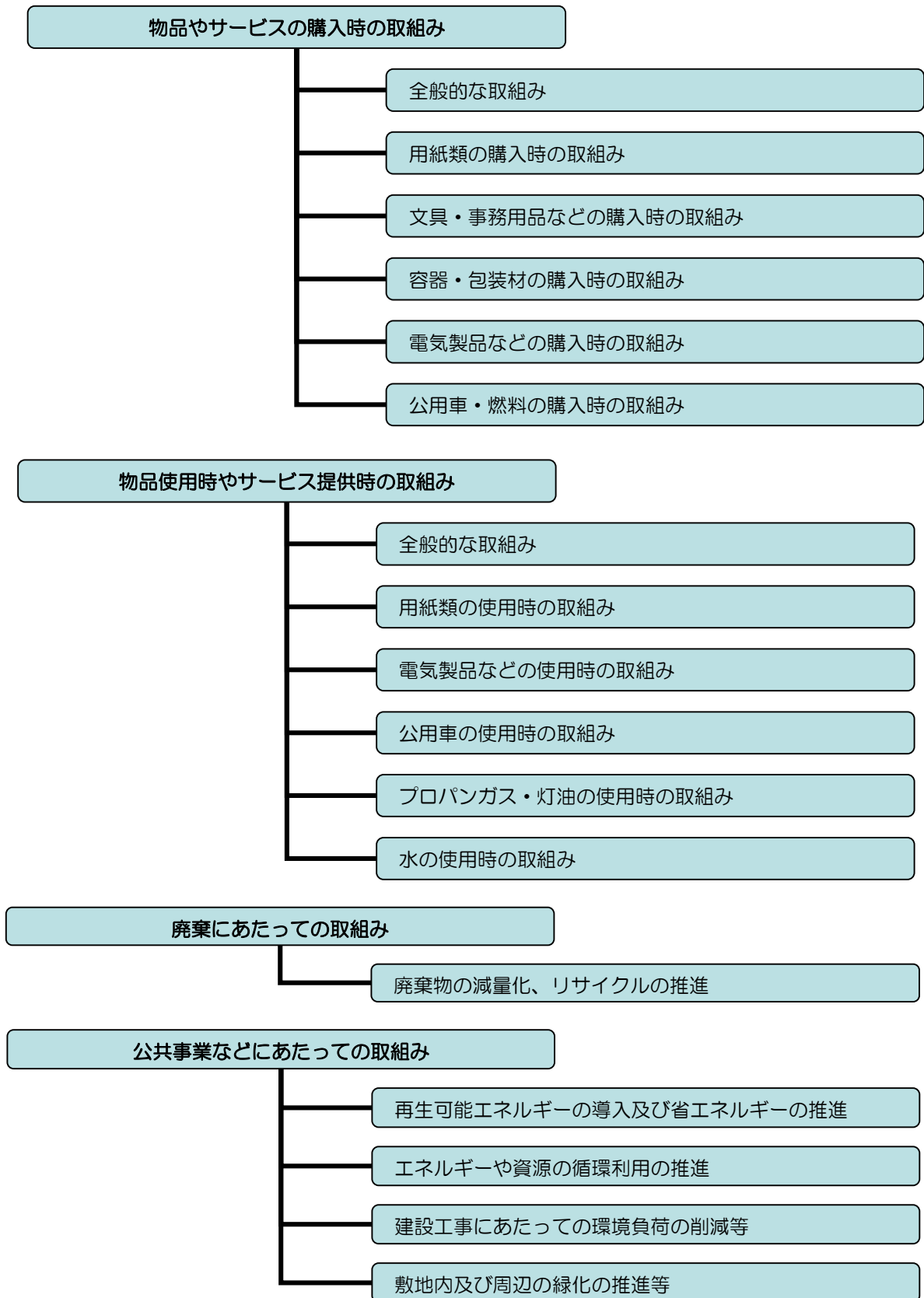
重点的取組み事項の推進・点検はエコ推進員会議事務局(環境課)が実施します。

重点的取組み事項4項目の進捗状況は、随時、エコ推進員会議を開催し周知啓発をするとともに、推進員間での情報共有を図ります。

なお、不要な照明の「消灯状況調査」や、「庁舎内ごみ質分析調査(もやすごみ)」は予告なく事務局が実施します。

第5章 個別的取組み事項

1. 取組み項目の体系



2. 物品やサービスの購入時の取組み（【 】内は、推進担当課）

(1) 全般的な取組み

- ア グリーン購入法に基づいて、環境ラベリング製品などを購入します。【各課】
- イ 再利用が可能な製品、長期使用が可能な製品、廃棄が簡単・容易な製品を購入します。【各課】

(2) 用紙類の購入時の取組み

- ア コピー用紙・印刷用紙は、古紙配合率 70%、白色度 70%とします。【総務課】
- イ その他の用紙類や外注による印刷物は、できるだけ古紙配合率が高く、白色度の低いものを選択します。【各課】
- ウ 印刷物には、再生紙使用マークを明示します。【各課】
- エ トイレットペーパーは、古紙配合率 100%とします。その他の衛生用紙についても、古紙配合率の高い製品を購入します。【各施設主管課】



(3) 文具・事務用品などの購入時の取組み

- ア 再生紙が使用されている製品（フラットファイル・ノート・付箋など）を購入します。【管財契約課・各課】
- イ 廃プラスチックから作られた製品（シャープペン・ボールペンなど）を購入します。【管財契約課・各課】
- ウ 廃ペットボトル再生素材を用いた製品を購入します。【管財契約課・各課】
- エ 環境に配慮している石鹸・洗剤を選びます。【各施設主管課】



(4) 容器・包装材の購入時の取組み

ア 詰め替え可能な製品（液体石鹸・合成のりなど）を購入します。【各課】

イ 商品の購入にあたっては、簡易包装された製品を選択します。【各課】



(5) 電気製品などの購入時の取組み

ア 家電製品・OA機器・照明機器などの購入・更新の際は、省エネルギー型家電製品を選択します。【各課】

イ 使用目的に応じ、適正な規模（規格）・数量の機器を購入します。【各課】

(6) 公用車・燃料の購入時の取組み

ア 低公害車（電気・ハイブリッド・その他低排出ガス車）を購入します。【車両所管課】

イ 公用車の台数を見直します。【車両所管課】

ウ 公用車の小型化・軽自動車化を推進します。【車両所管課】

3. 物品使用時やサービス提供時の取組み（【 】内は、推進担当課）

(1) 全般的な取組み

ア 毎月各部署・施設における温室効果ガス排出状況を環境課よりフィードバックし、削減行動の啓発に役立てます。【各課】

イ 使用頻度の高い消耗品は集中管理し、在庫管理を徹底します。【管財契約課・各課】

ウ 修繕、再使用などを徹底します。【各課】



(2) 用紙類の使用時の取組み

- ア 会議資料・配布資料を簡素化します。【各課】
- イ ファイリングシステムの徹底及び公文書総合管理システムの活用などにより、文書・情報の共有化を進めます。【総務課】
- ウ 両面・縮小・裏紙の利用など、コピー・印刷方法を適正化します。【総務課・各課】
- エ 庁内LANによる文書回覧など、ペーパーレス化を進めます。【総務課・行政推進課】
- オ 磁気媒体で保存可能なものは紙への印刷を抑制します。【各課】
- カ 報告書・パンフレットなどの部数を見直します。【各課】
- キ 用紙類の購入量を把握します。【環境課】

(3) 電気製品などの使用時の取組み

- ア 不必要な照明の点灯をやめます。【各施設主管課・各課】
 - ・昼休みは窓口業務や必要な箇所を除いて、消灯します。
 - ・勤務終了後は、各自退庁に合わせ、順次消灯します。
 - ・使用していないトイレなどは消灯します。
- イ トイレ・廊下・階段など、自然光が活用できる場所では消灯します。【各施設主管課・各課】
- ウ コピー機やファクシミリなどの事務用機器は、節電・待機モードに切り替わるよう設定します。また、パソコンについては、長時間席を離れるときに電源をOFFにします。【総務課・行政推進課・各課】
- エ 冷暖房運転時の室内温度を、夏 28℃、冬 20℃とします。【各施設主管課・各課】
- オ クールビズ・ウォームビズを奨励します。【総務課】
- カ 遮光・採光には、ブラインド・カーテンを有効に利用します。【各課】
- キ 毎週水曜日・金曜日は、ノー残業デーに努めます。【総務課・各課】
- ク 会議時間の短縮に努めます。【各課】
- ケ エレベーターの利用は極力避け、階段を利用します。【各課】
- コ 電気の使用量を把握します。【環境課・管財契約課】



(4) 公用車の使用時の取組み

- ア 公共交通機関の利用または公用車相乗りなどにより、車両の利用を極力抑制します。【各課】
- イ アイドリングストップの励行、急発進・急加速の禁止、経済速度の遵守など環境にやさしい運転（エコ・ドライブ）を徹底します。【各課】
- ウ 車両の定期点検・整備を徹底します。【各課】
- エ 暖気運転の抑制を徹底します。【各課】
- オ 公用車燃料の使用量を把握します。【環境課】



(5) プロパンガス・灯油の使用時の取組み

- ア 冷暖房運転時の室内温度を、夏 28℃、冬 20℃とします。【各施設主管課】
- イ ガスを効率的に使用します。【各課】
 - ・ ガスコンロは、炎の大きさを調節するなど、無駄なガスを消費しないようにします。
 - ・ 給湯器の口火を適時消火します。
- ウ 冷暖房機器を適正に管理し、燃烧効率を向上させ、灯油などの使用量を削減します。【各施設主管課】
- エ プロパンガス・灯油などの使用量を把握します。【環境課】



(6) 水の使用時の取組み

- ア 日常的な節水を励行します。【各課】
 - ・ トイレ使用時などにおける節水を徹底します。
 - ・ 歯磨き、洗面などでは、蛇口をこまめに締めます。
 - ・ 公用車の洗車にはバケツを用います。
- イ 洗面所、トイレの水量などを調整し、節水コマの設置を検討します。【各施設主管課】
- ウ 水漏れ点検を徹底します。【各施設主管課】
- エ 水の使用量を把握します。【環境課】



4. 廃棄にあたっての取組み（【 】内は、推進担当課）

(1) 廃棄物の減量化、リサイクルの推進

ア ごみの排出抑制及び分別・リサイクルの徹底に努めます。また、各フロア共用のごみ箱及び分別収集用のリサイクルボックスの活用を推進します。【総務課・各施設主管課】

イ トナーカートリッジは業者に回収を要請します。【各課】

ウ 食品ロスの削減について、職員の意識向上を目指します。【健康推進課】



5. 公共事業などにあたっての取組み（【 】内は、推進担当課）

(1) 再生可能エネルギーの導入及び省エネルギーの推進

ア 公共施設等においては、LED照明やESCO事業の導入など、省資源・省エネルギー型の施設整備に努めます。【各施設主管課】

イ 新たに公共施設等を整備する場合や、大規模改修工事を行う時には、太陽光などの再生可能エネルギー設備の設置を検討します。【各施設主管課】

(2) エネルギーや資源の循環利用の推進

ア 公共施設等における雨水利用に努めます。【各施設主管課】

(3) 建設工事にあたっての環境負荷の削減等

ア 建設副産物の発生を抑制するとともに、分別排出を徹底します。【各課】

イ 再生資材の利用促進、建設副産物の有効利用に努めます。【各課】

ウ 建設機械や工事用車両による排ガス、騒音・振動の抑制に努めます。【各課】

(4) 敷地内及び周辺の緑化の推進等

ア 公共施設等の緑化を推進します。【各施設主管課】

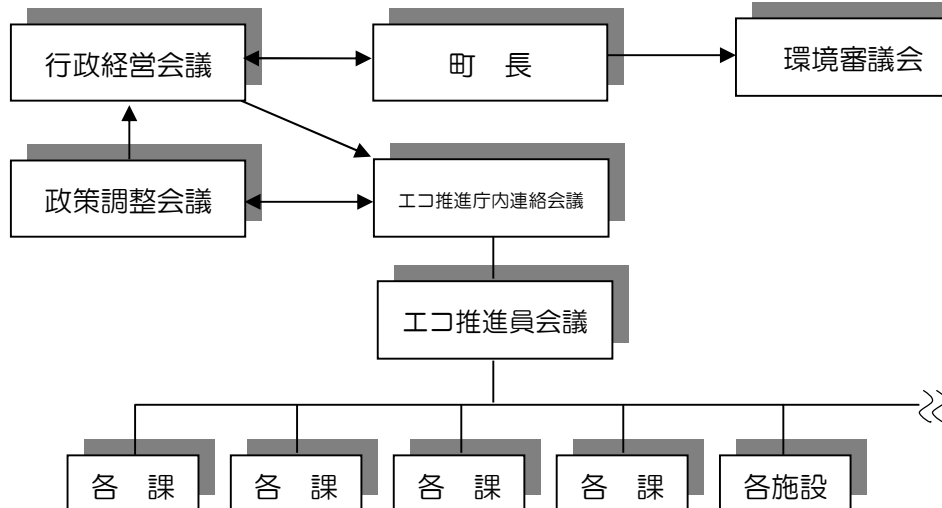
緑化運動



第6章 計画の推進と点検

1. 推進・点検体制

本計画を確実に実践し、町の事務・事業に伴う環境への負荷を低減するため、次のとおり、推進・点検体制を整備します。また、運用のしくみとして、PDCAサイクルマネジメントの手法を活用することにより、環境の継続的改善を図ります。



推進・点検体制

2. 各職員や組織の役割

各職員や組織の役割は以下のとおりです。

- ◇ 町長：行政経営会議において、計画の取り組み状況等に関する報告を受け、必要に応じて計画全体について指示します。
- ◇ 環境審議会：環境基本条例第19条に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項等を調査審議するため、町長の附属機関として設置しています。本計画に関し、環境審議会は外部監査的な役割を担い、取組み事項や結果について報告します。
- ◇ エコ推進庁内連絡会議：エコ推進員会議から計画の取組み状況等に関する報告を受け、計画の推進に必要な事項について、総合的に調整します。
- ◇ エコ推進員会議：エコ推進員を主体に構成され、各課・施設の点検・評価結果の報告を受け、町全体の取組み状況を把握するとともに、必要に応じて適切な措置を講じます。
- ◇ エコ推進員：本計画の取組みの推進・点検を確実にを行うため、各課及び出先機関にエコ推進員を設けます。
エコ推進員は、各職員へ取組み内容を周知するとともに、取組み状況を把握し、必要に応じて指示・指導を行います。
- ◇ 各職員：各職員は本計画に示された取組み項目を率先して実行します。

3. 職員への普及・啓発

計画を実効あるものとするためには、各職員が本計画の趣旨や内容を十分に理解することが必要です。このため、次のような普及・啓発を行います。

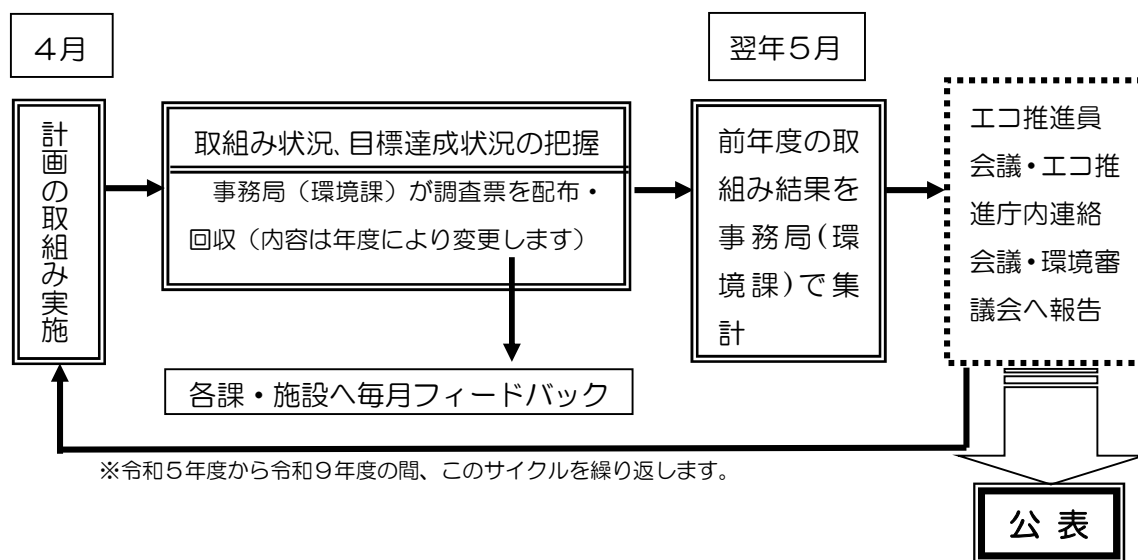
- ◇ 計画書などの職員への配布
- ◇ 職員研修の実施
- ◇ 庁内放送による取組みの呼びかけ
- ◇ ポスターなどの掲示
- ◇ 庁内LANの活用

4. 点検の方法と公表

◇ エコ推進員会議事務局は取組み状況を点検するための点検調査票を配布・回収し、町全体の状況を整理します。その後、庁内LANなどを活用し各課に情報提供を行います。

なお、調査票は、各課等の温室効果ガス排出量のほか、重点的取組み事項等を対象とします。

◇ 温室効果ガス排出状況の結果は、随時事務局から各課・施設へフィードバックし、全体の結果の公表は、エコ推進員会議、エコ推進庁内連絡会議の承認を得て、環境審議会に報告した後、広報紙や町ホームページにより行います。



資 料

資料1. 対象とする組織及び施設

資料2. 用語の解説

資料3. トライ！マイエコ10宣言

資料1

対象とする組織及び施設

対象となる組織		対象となる施設
危機管理室		
総務部	総務課	
	企画政策課	
	財政課	
	行政推進課	
	管財契約課	本庁舎 / 新庁舎 / 庁舎分館 / 現業棟
	税務課	
民生部	福祉支援課	福祉センター/ありんこ作業所 (2)
	子育て支援課	保育園 (6)
	健康推進課	健康プラザ
	高齢介護課	老人福祉センター (3) / 諏訪老人いこいの家
	国保年金課	
	住民課	愛川聖苑 / 防犯灯等
環境経済部	環境課	美化プラント / 衛生プラント
	農政課	農村環境改善センター
	商工観光課	
建設部	道路課	
	都市施設課	都市公園・児童遊園地 (4)
	下水道課	下水道関連施設 (久保ポンプ場/マンホールポンプ/流量計)
会計課		
議会事務局		
監査委員事務局		
選挙管理委員会事務局		
教育委員会	教育総務課	小学校 (6) / 中学校 (3)
	指導室	
	教育開発センター	相談指導教室
	生涯学習課	文化会館 / 半原公民館 / 中津公民館 / 菅原児童クラブ / 中津児童クラブ
	スポーツ・文化 振興課	第1号公園/田代運動公園 / 三増公園/第2号公園 / 郷土資料館 / 三増プール / 坂本運動場 / 古民家山十邸
農業委員会事務局		
消防本部・消防署・半原分署		消防庁舎 / 消防署半原分署 / 消防団器具舎 (15)
水道事業所		水道関連施設 (浄水場/配水場等)
社会福祉協議会事務局		

資料2

用語の解説

温室効果ガス

太陽から流れ込む日射エネルギーを吸収して加熱された地表面は、赤外線放射をしますが、大気中には赤外線を吸収する気体があり地球の温度バランスを保っています。これらの気体を温室効果ガスと呼びます。地球温暖化対策の推進に関する法律においては、6種類のガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、SF₆）が対象となっています。

ガスの種類	人為的な発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全体の9割を占め、温暖化への影響が大きい。
メタン (CH ₄)	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るものが半分を占め、廃棄物の埋立からも2～3割を占める。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼に伴うものが約半分を占めるが、工業プロセスや農業からの排出もある。
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	代替フロンとして、エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用。
パーフルオロカーボン (PFC)	代替フロンとして、半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用。
六フッ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用として使用。

温室効果ガス排出係数

エネルギー消費に伴い排出する温室効果ガスの量を算出するための係数で「地球温暖化の推進に関する法律（温対法）施行令第三条」に定められています。電力消費量のkWhやガソリン消費量のリットルなどの単位を二酸化炭素排出量のkg-CO₂に換算した場合の値を表します。平成18年に温対法の改正に伴い係数の見直しも行われ、電力使用の係数が0.357 kg-CO₂/kWhから0.555 kg-CO₂/kWhになり、その後、電気事業者ごとの係数になるなどの変更がされています。

環境マネジメントシステム

事業活動により生じる環境への負荷をできるだけ少なくするために、事業者がその事業活動の環境負荷を発生する項目について、自主的に目標を設定して継続的に改善を行っていくためのツールです。

環境ラベリング

類似の商品の中から「環境に優しい商品（環境保全型商品）」を第三者機関が認定して環境ラベルを付けることにより、他の商品と差別化して消費者が環境に優しい商品を選択することを助け、市場を通して商品の利用に伴う環境負荷の低減を図ろうとするものです（別紙「環境ラベルの例」参照）。

グリーン購入

環境への負荷が少ない製品やサービスを優先的に購入すること。製品やサービスの選択にあたっては、資源の採取から廃棄までのすべての製品ライフサイクルにおいて環境負荷が小さいこと、環境保全に積極的な事業者により提供されること、などを重視する必要があります。

グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）

持続的発展が可能な社会の構築を目指し、グリーン購入の推進について定める法律。

国等の機関にグリーン購入の取組みを義務づけるとともに、地方公共団体、事業者、国民にもグリーン購入に努めるべきことを定め、また、事業者、民間団体、国が環境物品に関する適切な情報提供を進めることが定められています。

建設副産物

建設副産物とは、建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源及び廃棄物を含むものです。なお、再生資源とは、副産物のうち有用なものであって原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいいます。

地球温暖化

自然変動や二酸化炭素、メタン、フロン、一酸化二窒素などの温室効果ガスの排出量の増加により、地球全体の平均気温が上昇することで、温室効果ガスの種類による地球温暖化への寄与は、水蒸気が6割、二酸化炭素が3割とされています。

また、地球の大気的主要成分としては、水蒸気を除くと、窒素約78%、酸素約21%、アルゴン約1%、二酸化炭素0.03%となっており、現在の大気は、産業革命前と比べ約4割多くの二酸化炭素が含まれているといわれ、1850年～1900年と比べた2081年～2100年の世界平均気温は、IPCC第6次評価報告書の全シナリオにおいて、約1.0～5.7℃程度上昇し、また、海面水位は28～188cmの上昇がシミュレートされています。しかしながら、シミュレート段階におけるパラメータ設定の課題なども指摘されており、科学的に結論が出ているものではないという意見もあります。

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

地球温暖化対策の推進を図ることを目的とした法律で、平成10年10月に制定されました。温室効果ガスの排出抑制などに関する国、地方公共団体、事業者、国民の責務と取組みなどを示しています。地方公共団体では、事務・事業に関する二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑制するための計画を策定することとされています。

エネルギー使用の合理化に関する法律（省エネ法）

“我が国のエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保”と“工場、建築物、機械器具についてのエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるための必要な措置を講ずる”ことを目的に昭和54年に制定されました。

その後、平成20年に改正され、それまで、工場・事業場ごとのエネルギー管理から企

業全体での管理に変更され、定期報告書、中長期計画の提出も企業全体としてすることとなりました。

また、令和4年の改正において、法律名が「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」となり、特定事業者等に対して、非化石エネルギーへの転換に関する中長期的な計画の作成等が求められるようになりました。

神奈川県地球温暖化対策推進条例（県条例）

神奈川県における行政、事業者、県民の温暖化対策に関する施策の実施について必要な事項を定めたもので、平成21年度に施行されました。

私たちの環境行動宣言 かながわエコ10トライ

地球環境保全のための行動指針新アジェンダ21かながわを引き継ぐものとして、平成27年7月にかながわ地球環境保全推進会議で採択された。県民の日々の生活、企業の事業活動、行政の取組の中で、地球環境問題を自分のこととして考え、解決するための行動を10の項目、90の行動メニューとして取りまとめている。

低公害車

従来のがソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ない車で、電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車をいいます。

低排出ガス車、低燃費車、九都県市指定低公害車

一般に市販されているがソリン自動車・LPG自動車・ディーゼル自動車の中でも、より低公害な車として国・自治体等の認証をうけた車。国では低排出ガス車、低燃費車の認定制度があり、その他に首都圏の自治体による九都県市指定低公害車の認定制度もあります。

ハイブリッド自動車

通常走行時はエンジンで走行し、停止・発進の際に余剰動力を発電機や油圧で回収・利用する自動車で、省エネルギー効果があるほか、NO_x や黒煙の排出も低減されるという特徴があります。

フロンガス

フロンガスとは、フッ化炭化水素化合物の日本での通称であり、世界的にはフルオロカーボンと呼ばれています。無色・無臭の気体または液体で、化学的・熱的に安定し腐食性・毒性も低く引火性がなく、冷蔵庫・クーラーなどの冷媒や断熱材の発泡に用いられてきました。しかし、塩素を含むフロンは、大気中に放出されることにより、オゾン層の破壊を引き起こすとして、1987年のモントリオール議定書により生産・消費量の規制と段階的削減が決定しました。

我が国では、CFCが1995年末に生産が全廃され、HCFCも段階的に生産が削減され、2020年には生産が終了しています。さらにHFCについては、オゾン層を破壊しないものの、地球温暖化の効果が高いことから、2019年から製造及び輸入規制が行われることになりました。

A 重油

重油は、原油を常圧蒸留してガソリン、灯油、軽油を留出させたときの残分で、日本では A 重油、B 重油、C 重油の3種類あります。このうち A 重油は軽油に近い性状をもち、主としてディーゼルエンジン、バーナー燃料用として使用されています。

LPG (liquefied petroleum gas : 液化石油ガス)

石油精製の際に得られるプロパン、ブタンなど少し加圧すれば液化する炭化水素をいいます。燃料としての用途が一般的です。

エコドライブ

エコドライブとは、燃料消費量やCO₂排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる“運転技術”や“心がけ”です。

エコドライブ10のすすめ

自分の燃費を把握しよう	自分の燃費を把握することを習慣にしましょう。日々の燃費を把握すると、自分のエコドライブ効果が実感できます。
ふんわりアクセル「eスタート」	発進するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進しましょう（最初の5秒で20kmが目安です。）日々の運転において、やさしい発進を心がけるだけで、10%程度燃費が改善します。
車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転	走行中は、一定の速度で走ることを心がけましょう。車間距離が短くなると、ムダな加速・減速の機会が多くなり、市街地では2%程度、郊外では6%程度も燃費が悪化します。
減速時は早めにアクセルを離そう	信号が変わるなど、停止することがわかったら、早めにアクセルから足を離しましょう。そうすると、エンジンブレーキが作動し、2%程度燃費が改善します。
エアコンの使用は適切に	車のエアコン（A/C）は車内を冷却・除湿する機能です。暖房のみ必要なときは、エアコンスイッチをOFFにしましょう。例えば、車内の温度設定が外気と同じ25℃であっても、エアコンスイッチをONにしたままだと、12%程度燃費が悪化します。
ムダなアイドリングはやめよう	待ち合わせや荷物の積み下ろしなどによる駐停車の際は、アイドリングはやめましょう。10分間のアイドリング（エアコンOFFの場合）で、130cc程度の燃料を消費します。
渋滞を避け、余裕をもって出発しよう	出かける前に、渋滞・交通規制などの道路交通情報や、地図・カーナビなどを活用して、行き先やルートをあらかじめ確認しましょう。たとえば、1時間のドライブで道に迷い、10分間余計に走行すると17%程度燃料消費量が増加します。
タイヤの空気圧から始める点検・整備	タイヤの空気圧チェックを習慣づけましょう。タイヤの空気圧が適正値より不足すると、市街地で2%程度、郊外で4%程度燃費が悪化します。また、エンジンオイル・オイルフィルタ・エアクリーナエレメントなどの定期的な交換によっても燃費が改善します。
不要な荷物はおろそう	運ぶ必要のない荷物は車からおろしましょう。車の燃費は、荷物の重さに大きく影響されます。例えば、100kgの荷物を載せて走ると、3%程度も燃費が悪化します。また、車の燃費は、空気抵抗にも敏感です。スキーキャリアなどの外装品は、使用しないときには外しましょう。
走行の妨げとなる駐車はやめよう	迷惑駐車はやめましょう。交差点付近などの交通の妨げになる場所での駐車は、渋滞をもたらします。迷惑駐車は、他の車の燃費を悪化させるばかりか、交通事故の原因にもなります。迷惑駐車のない道路では、平均速度が向上し、燃費の悪化を防ぎます。

省エネルギー診断

一般財団法人省エネルギーセンター等の実施する、建物の省エネルギー化に関する専門家によるビルの調査から、無駄の改善や省エネルギー化が見込まれる箇所の提案を行うものです。診断結果は技術的・経済的視点を盛り込んだ診断報告書と改善提案によってなされます。

電球型LED

従来白熱電球を設置していたソケットに特別な工事の必要なく取り付けることができるLEDです。白熱電球と比較して消費電力が少なく、ランプの寿命も長くなっているため、省エネ・省資源の効果が期待できます。

省エネ型自動販売機

自動販売機は常時飲料を保温・冷蔵しておりエネルギーを消費しています。そのため、真空断熱材の導入やフロンガスを使用しないヒートポンプによる冷却、蛍光灯よりも省エネ性能の高いLED照明の導入など様々な技術による省エネ化が進められています。

資料3

トライ！マイエコ^{でん}10宣言

90の行動メニューの中から、自分ができそうなことに
まずは、10個取り組んでみましょう！


まずは身近なところからトライ！

1	古い機器の省エネルギー性能が優れている機器への買い替え、照明のこまめな消灯、待機電力の削減、HEMS等の導入によるエネルギーの「見える化」などに積極的に取り組みます。
2	ごみの少なくなるものや長く使えるものを選んで購入します。
3	ごみは、それぞれの自治体のルールに従って分別して出し、紙や金属、容器包装、家電などのリサイクルにつなげます。
4	徒歩、自転車、電車、バスなど環境負荷の少ない交通手段を積極的に利用します。
5	水の重要性や水質に関心を持ち、洗剤を使う際には適量を使用するなど、できるだけ水を汚さないようにします。
6	洗濯や風呂などの節水に努め、使った水はできるだけ再利用します。
7	直売所や朝市などを積極的に利用し、できるだけ地元の産品を購入します。
8	身近にある水辺やみどりに興味を持ち、庭に植物を植えるなど、多様な生きものが一緒に暮らせる環境を守り、つくります。
9	環境への負荷が少ない暮らしを意識して、自治体や企業が提供している環境家計簿やエコチェックシートなどを活用して、自分の行動を確認したり、見直したりします。
10	身近な環境や環境問題について学んだことや考えたことについて、家族や地域、学校などで積極的に話し合います。



環境ラベルの例

[1] 「マーク等表示」×「様々な環境影響を全体的に考慮しているもの」

マーク等 及び 制度名	運営主体名 及びその概要	制度の概要			
		着目する 環境影響	基準策定 手続	マーク使用 手続	制度の特色
 エコマーク	公益財団法人 日本環境協会 （環境問題の 解決を目指し て調査、研究、 普及啓発等を 行う環境省所 管の公益法人）	様々な環境影 響を全体的に 考慮	(1) 専門家や関 係者から成る ワーキンググ ループが認定 基準案を策定。 (2) 60 日間の 意見受付を経 て、類型・基準 制定委員会に おいて審議。 (3) 審議結果に 基づき事務局 が策定。	(1) 事業者から の申込み。 (2) 審査委員会 による審査を 経て認定。 (3) マーク使用 契約。	ライフサイクル全体を 考慮して環境保全に資 する商品を認定し、表示 する制度です。幅広い商 品を対象とし、商品の類 型ごとに認定基準が設 定されています。ISO の 規格（ISO14024）に 則った我が国唯一のタ イプI環境ラベル制度で す。 環境省所管の（財）日本 環境協会において、幅広 い利害関係者が参加す る委員会の下で運営さ れています。

[2] 「マーク等表示」×「特定の部分の環境影響に着目しているもの」

(運営主体名による50音順)

マーク等 及び 制度名	運営主体名 及びその概要	制度の概要			
		着目する 環境影響	基準策定 手続	マーク使用 手続	制度の特色
 国際エネルギー スタープログラム	経済産業省	待機時の消費 電力	日米で同一の 基準を採用し ている。	(1) 経済産業省 に事業者登録。 (2) 自己または 第三者機関によ り、基準を満た すことを確認 し、経済産業省 に製品届出書を 提出。	パソコンなどのオフ イス機器について、 待機時の消費電力に 関する基準を満たす 商品につけられるマ ークです。米国、日 本等が協力して実施 している国際的な制 度です。 経済産業省が運営す る制度です。
 省エネラベリング 制度 	資源エネルギ ー庁	機器使用時の エネルギー消 費効率	省エネ法に基 づき定められ た省エネ基準 が本ラベリン グの基準。	JIS 規 格 (JISC9901) の規定に基づき 事業者が自主的 に表示。	省エネ法に基づき定 められた省エネ基準 をどの程度達成して いるかを表示する制 度です。なお、通常 省エネ性マークの色 は橙色ですが、省エ ネ基準を達成してい る場合はマークを緑 色で表示することが できます。 表示方法等について JIS 規格が制定され ています。
 環境・エネルギー 優良建築物マーク 表示制度	一般財団法人 住宅・建築・省 エネルギー機 構(住宅その他 の建築物に係 る環境負荷軽 減に関する技 術の研究開発、 指導および普 及を行う国土 交通省所管の 公益団体)	室内環境水準 を確保のうえ、 一定水準以上 の省エネルギー 性能を有する 建築物につ いて、その表示 を行うことに より建築物に おける省エネ ルギーの対策。	財団に設置し た審査委員会 が、審査基準に 基づき行う。	建築主、所有者 及び管理者によ る申請に基づ き、財団設置の 審査委員会が審 査を行う。	対象建築物の規模を 問わず、用途は、事 務所等、物品販売業 を営む店舗等、ホテ ル等、病院等、学校 等、飲食店等、集会 場等、工場等又は財 団理事長がこれらに 準じるものと認める もの、新築建築物(竣 工前可)及び既存建 築物の全部又は一部 となっています。

 <p>低排出ガス車認定</p>	国土交通省	自動車排出ガス中の有害物質の排出量	法律に基づいて定められた最新規制値が本マークの基準となっている。	事業者からの申請に基づいて、国土交通省が認定し、マークの使用が認められる。	最新の自動車排出ガス規制基準より有害物質を低減させた割合を示すマークで、低減レベルにより、25%、50%、75%の2段階があります。環境省が定める指針に合わせて国土交通省が運営している制度です。
 <p>再生紙使用マーク</p>	ごみ減量化推進国民会議（現・3R活動推進フォーラム）	紙・紙製品等の古紙使用状況	ごみ減量化国民推進会議にて策定。	自主的に表示できるため、マークを使用するための手続は特にはない。	古紙配合率を示す自主的なマークです。ごみ減量化のために設立されたNGOであるごみ減量化推進国民会議で定められたものです。
 <p>FSC 認証制度 (森林認証制度)</p>	FSC (Forest Stewardship Council: 森林管理協議会) (環境団体、林業者、木材取引企業、先住民団体、地域林業組合等の代表者から構成されるNPO)	適切な森林管理が行われているかどうかに着目。社会的・経済的側面も考慮。	全世界の会員等による合意に基づいて、国際的な基準を策定し、これに整合したものととして、地域関係者との協議により地域における基準を策定。	FSC により認定された機関（認証機関）が、基準に基づいて審査。	適切な森林管理が行われていることを認証する「森林管理の認証」と森林管理の認証を受けた森林からの木材・木材製品であることを認証する「加工・流通過程の管理の認証」の2種類の認証制度です。NPOであるFSCが運営する国際的な制度です。
 <p>牛乳パック 再利用マーク</p>	全国牛乳パックの再利用を考える連絡会（牛乳パックの再利用運動を進める市民団体の情報ネットワーク）、集めて使うリサイクル協会（全国パック連の関連団体）	使用済み牛乳パックの再生利用	一般市民の代表者による検討の後、牛乳パックの再利用を考える全国大会にて決定。	基準を満たす工場として工場の認定を受けた後、パックマーク使用許可を受ける。なお、「集めて使うリサイクル協会」の会員登録が必要。	使用済み牛乳パックを原料として使用した商品につけられるマークです。市民団体である「全国牛乳パックの再利用を考える連絡会」が所有するマークを「集めて使うリサイクル協会」が管理・運営する制度です。
 <p>PET ボトルリサイクル推奨マーク</p>	PET ボトル協議会(PET ボトルメーカーやPET ボトルの原料樹脂メーカーなどから構成される業界団体)	PET ボトルリサイクル品(再生処理フレーク、ペレット)の使用	委員会を設けて検討し、策定。	(1)事業者からの申請。 (2)委員会にて認定審査。 (3)商品を登録した上で、マークの使用が認められる。	PET ボトルのリサイクル品を使用した商品につけられるマークです。PET ボトルメーカーや原料樹脂メーカーの業界団体であるPET ボトル協議会が運営する制度です。